第3回 江 府 町 議 会 6 月 定 例 会 会 議 録 （第3日）

令和8年6月15日（月曜日）

議事日程

日程第1　議案第49号　専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）

日程第2　議案第50号　専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第3　議案第51号　専決処分した事項の承認について（令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号））

日程第4　議案第52号　専決処分した事項の承認について（令和8年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号））

日程第5　議案第53号　江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第6　議案第54号　江府町地下水採取に関する条例の一部改正について

日程第7　議案第55号　江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第8　議案第56号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第9　議案第57号　令和8年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）

日程第10　議案第58号　令和8年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第11　議案第59号　令和8年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

日程第12　議案第60号　令和8年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）

日程第13　議案第61号　令和8年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14　議案第62号　令和8年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）

日程第15　議案第63号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第16　議案第64号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第17　議案第65号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第18　議案第66号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第19　議案第67号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第20　議案第68号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第69号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第22　議案第70号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第23　議案第71号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第24　議案第72号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第25　議案第73号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第26　陳情第２号　衆議院議員の定数削減に反対する陳情

（総務経済常任委員会）

日程第27　陳情第５号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書

（総務経済常任委員会）

日程第28　陳情第６号　地方財政の充実・強化を求める陳情

（総務経済常任委員会）

日程第29　陳情第３号　生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情

（教育民生常任委員会）

日程第30　陳情第４号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

（教育民生常任委員会）

（追加提出議案）

日程第31　議案第74号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第32　議案第75号　令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第３号）

日程第33　発議第１号　農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書の提出について

日程第34　発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第35　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第36　議員派遣の件について

日程第37　閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第38　閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番　前　川　文　洋	２番　川　端　　裕	３番　加　藤　邦　樹
４番　芦　立　喜　男	５番　森　田　哲　也	６番　川　端　登志一
７番　三　好　晋　也	８番　長　岡　邦　一	９番　阿　部　朝　親

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …… 藤　原　　靖

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	白　石　祐　治	副町長 ……	八　幡　徳　弘
教育長 ……	富　田　敦　司	総務課長 ……	生　田　志　保
住民生活課長 ……	松　原　順　二	産業建設課長 ……	末　次　義　晃
教育課長 ……	谷　口　博　志	会計管理者 ……	長　尾　英　俊

午前１０時００分開議

○議長（阿部　朝親君）　ただいまの出席議員数は９名です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達していますので、令和８年第３回江府町議会６月定例会第３日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち傍聴の方にお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

本日の議案審議は初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明、質疑は終っております。

討論、採決の進行は、１議案ごとに処理進行いたします。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１　議案第４９号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１、議案第４９号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第４９号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２　議案第５０号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２、議案第５０号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５０号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第３　議案第５１号

○議長（阿部　朝親君）　日程第３、議案第５１号、専決処分した事項の承認について（令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１３号））を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５１号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第４　議案第５２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第４、議案第５２号、専決処分した事項の承認について（令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１号））を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５２号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第５　議案第５３号

○議長（阿部　朝親君）　日程第５、議案第５３号、江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５３号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第６　議案第５４号

○議長（阿部　朝親君）　日程第６、議案第５４号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論に入ります。

1番、前川文洋議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　私は、反対の立場でこの条例議案に討論いたします。初日の説明で近隣自治体に合わせるという説明がありました。確かにこの周辺で日野郡それから大山町、伯耆町それから智頭町においては、6平方センチメートル以上を許可制としているというのはありますが、同時にその条例においては、影響調査、定期採取量報告それから中には緊急停止措置などの体制があります。今回の条例改正をしてしまうと鳥取県において唯一それら停止命令それから報告義務のない市町村になってしまいます。それが具体的に申し上げますと反対理由は、次のようなものになります。吐出口断面積を8平方センチメートル以下の制限を撤廃すると上限が無くなること、それから町長の許可裁量に大きく過剰に委ねる改正であること、そして審議会は確かに設置されますが諮問機能のみで拒否権を含めた決定権が無いこと、先程も申し上げましたが次に近隣自治体、鳥取県の地下水条例と異なり、地下水枯渇が起きても指導勧告のみで措置命令や停止命令が無いこと、更に、鳥取県の地下水条例において江府町は適用除外であります。これはなぜ適用除外になったかというと、平成24年にそのとき県の条例を制定されるときにすでに江府町は地下水条例があったからあえて適用除外にされています。そもそも、一番重要なところは先程申し上げましたように近隣自治体に合わせるということですけれども、条例改正が必要である具体的な根拠、その事実が無いということが一番大きな反対の理由であります。以上から平成24年に制定された本条例の趣旨である水源及び湧水資源の保全に合致しません。今回の改正目的と必要性が明確に示されない限り、当改正案は無用な規制緩和としか伺えず、議会としては認めるべきではありません。よって、本条例改正に反対です。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　今、反対討論ございましたが、賛成の方の討論がありましたらお願いしたいと思います。

6番、川端登志一議員。

○議員（6番　川端登志一君）　私は、議案第54号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正についてに賛成の立場から討論に参加し、意見を申し述べたいというふうに思います。理由といたしまして、この度の改正案は、今後、江府町が未来に向け存続し発展するために必要であると考えるからです。ご承知のとおり、人類の歴史は水と共に歩んできたと言っても過言ではありません。人口の上限は水の量で決まり、水の無いところに人は暮らせず文明も発生しませんでした。このことは歴史が証明しています。今回のこの条例改正は、人や企業を歓迎し、呼び寄せるための改正だと理解しました。我が町は、大山水系の水脈でしかも豊富な地下水に恵まれ多くの町民

や企業がその恩恵に預かってきました。まちの宝物と言っても過言ではありません。しかし、これは私達町民だけに与えられた固有のものではありません。天から授かった万民のものです。できるだけ多くの人々にその恵みに預かってほしいものです。しかしながら、今後において新たな人や企業がこの地に進出しようとして何らかの方法で事前に調査をしたとき、彼らの望んでいる数値以下の上限規制があればその時点で他の地域に目を向けることでしょう。新たな上限値を設けることは意欲ある人々や多くの企業を門前払いするに等しい行為だと思います。彼らの要求や希望がこのまちにふさわしいかどうかは専門家による厳正な審議会で大いに調査審議し、解を導き出せば良いと考えます。なぜなら、天然地下水資源はただ単に吐出口の断面積だけで決定できるものではありません。その深さや地形による水量、また一日当たりの揚水量なども複雑に関係すると考えるからです。今回の条例改正は、許可の基準下限値を引き下げ、上限値については厳粛な調査審査を受けるという以前にも増して厳しい改正案だとも言えます。よって、今回の改正案は本条例の目的に則し、かつ江府町の持続的発展のためと、町民の利益を守るため必要な条例改正案だと考え賛成するものであります。以上。

○議長（阿部　朝親君）　ほかに討論の方ありますか。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　以上で討論を終わりたいと思います。

採決を行います。

この採決は起立によって採決をしたいと思います。

議案第５４号、本案は、原案のとおり決することにご異議の無い方は起立をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７　議案第５５号

○議長（阿部　朝親君）　日程第７、議案第５５号、江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５５号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第８　議案第５６号

○議長（阿部　朝親君）　日程第８、議案第５６号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５６号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第９　議案第５７号

○議長（阿部　朝親君）　日程第９、議案第５７号、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

討論に入ります。

１番、前川文洋議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　予算に対する修正動議をいたします。修正書については先程議長にお渡ししたとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　ただ今、修正動議の発言がございました。１番、前川文洋議員から修正動議の発議があり、この修正案を配布したいと思います。一旦、休憩に入ります。議員控室のほうで議会運営委員会を開催したいと思います。暫時休憩に入ります。よろしくお願いいたします。

午前１０時１２分休憩

……

午前１０時１３分再開

○議長（阿部　朝親君）　それでは、再開をいたします。

修正案が配布されて議会運営委員会で確認をいたしました。提出された修正案と本案とを併せ、提出者の説明を求めたいと思います。お願いします。

前川文洋議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　提案説明を行います。これは、議案第５７号、令和８年度江府町一般会計補正予算（第２号）の内、第１条中、歳入歳出それぞれ５，９６５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億７７９万６，０００円とするの部分を歳入歳出それぞれ５，０５０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億９，８６４万２，０００円とするに改めるものです。第１表にあっては、款．総務費、項．総務管理費．目．地域おこし支援事業費の内、節．委託料で予算計上されている業務委託料９１５万４，０００円を減額し、その財源である特別地方交付税を合わせて減額する修正案であり、これに伴う係数を修正するものです。修正の理由ですが、提案された陸上サーモン養殖事業そのものについては議会で承認され、進めていただいているものですが、これに関する契約状況が十分整理されてから当該の地域おこし協力隊の募集を採用するべきと考えます。具体的な理由は、以下３点です。運営事業者と町との契約類型が未定であること。先程、全員協議会でも一部説明がありましたが、町議会基本条例８条を根拠に事業者との契約体制の説明が十分とは言えません。契約そのものが定まってないという状況です。２つ目、透明性がそして公平性が欠如している。事業者選定の理由が最初の説明会に参加したことと、養殖業者との個別の関係性を根拠とする、そして町内で信頼のたる事業が他にはいないというご説明においては公平性と透明性の観点から、まだ説明が十分とは言えません。３つ目、公共事業として基礎的なこれらの整理が無いままの人事予算執行となってしまうということです。先のふたつが整理されていない段階での雇用負担を補塡する人事予算は適正との判断ができません。以上、申し述べた観点からこの事業の予算に対し、修正案を提出いたします。修正の内容につきましては、修正案をご覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　ただ今、提案説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。提案理由に対する質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　それでは、質疑が無いようですので質疑を終わります。

討論を行うにあたっては、討論の順序を確認しておきます。

最初に、原案に賛成の方、修正案には反対の方、原案に賛成の方の討論を受けたいと思います。原案に賛成の方。原案に賛成の方の討論を受けたいと思いますが……。

４番、芦立議員。

○議員（４番　芦立　喜男君）　原案に反対……。

○議長（阿部　朝親君）　原案に賛成の方ですよ。

○議員（４番　芦立　喜男君）　原案に賛成、修正案に反対の立場で喋ります。まだ、契約状況が一部足りないところが及んでいないところがあるというやな話で協力隊をように決まってから頼めばいいじゃないかというような話でございますが、事業は進んでいきょうます。人が欲しんなったときに募集をかけてももう遅いと思います。事業は停滞してしまうと思います。従って、この原案に賛成でございます。以上。

○議長（阿部　朝親君）　それでは、続きまして、原案及び修正案の双方に反対する方がありましたら、討論をお願いしたいと思います。ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　ないようでしたら、次に、修正案賛成者の方の討論をいたします。

１番、前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　私は修正案に賛成の立場で討論いたします。内容は、先程説明しましたとおりであります。先程、芦立議員からのお話もありましたが、確かに事業を進めるにあたって非常に困ることだろうということは想定は出来ます。運営主体はほぼ確定しているというところで事業主体の方のご苦労も非常に推測できます。これからもそのような状況になるかとは思いますが、一方で議会で執行する予算としては様々な基礎的な条件が整っていないという状況は事実としておりますので、この修正案に賛成いたします。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　ほかにはございませんか。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　ないのでこれで討論を終わりたいと思います。

採決をしたいと思います。

採決を行うにあたって、確認をしておきますが、採決は起立採決といたします。

起立されない場合は、反対と解釈いたしますのでご承知おきを頂きたいと思います。

日程第９、議案第５７号、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）についての採決を行います。

先に修正案の採決を行いたいと思います。

先程提出されました、修正案に対して、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　１名です。

続きまして、原案について、賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。ありがとうございました。

よって、議案第５７号、本案は、原案のとおり決することといたします。原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１０　議案第５８号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１０、議案第５８号、令和８年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５８号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１１　議案第５９号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１１、議案第５９号、令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５９号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１２　議案第６０号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１２、議案第６０号、令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第６０号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３　議案第６１号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１３、議案第６１号、令和８年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第６１号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４　議案第６２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１４、議案第６２号、令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第６２号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５　議案第６３号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１５、議案第６３号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６３号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６　議案第６４号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１６、議案第６４号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６４号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７　議案第６５号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１７、議案第６５号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６５号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１８　議案第６６号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１８、議案第６６号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６６号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１９　議案第６７号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１９、議案第６７号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６７号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２０　議案第６８号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２０、議案第６８号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６８号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２１　議案第６９号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２１、議案第６９号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第６９号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２２　議案第７０号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２２、議案第７０号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第７０号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２３　議案第７１号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２３、議案第７１号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第７１号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２４　議案第７２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２４、議案第７２号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第７２号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２５　議案第７３号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２５、議案第７３号、江府町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第７３号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２６　陳情第２号　から　日程第２８　陳情第６号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２６、陳情第２号、衆議院議員の定数削減に反対する陳情から日程第２８、陳情第６号、地方財政の充実・強化を求める陳情の３議案を一括議題といたします。

陳情書等の審査を付託した委員会の審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、森田哲也君。

○総務経済常任委員会委員長（森田　哲也君）

……

陳情書等の審査報告

審査の結果

１、継続審査とすべきもの

（１）件名　（陳情第２号）衆議院議員の定数削減に反対する陳情

（２）理由　定数の議論においては党利党略の面から論ずるのではなく、国民にとってより良い定数はどうあるべきかである。本町議会は、直近に定数を減じたが、人口減少と町民の要請が主な理由であった。地方議会にとって、衆議院の定数の判断は重く困難なことである。よって、今しばらく慎重審議を重ねる必要があると考え、継続審査と決した。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年６月１５日

総務経済常任委員会委員長　森　田　哲　也

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

陳情書等の審査報告

審査の結果

１、採択とすべきもの

（１）件名　（陳情第５号）農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書

（２）理由　ここでの基本方針である、農業生産コストと販売価格を基準に補てん額を決める方法は、農業者が安心して生産し続けるためには有効な制度設計であると言える。また、大規模経営だけでなく家族経営をふくむ多様な担い手をも対象としている点も、中山間地の本町の実情に即しており重要な要素である。よって本件は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年６月１５日

総務経済常任委員会委員長　森　田　哲　也

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

陳情書等の審査報告

審査の結果

１、採択とすべきもの

（１）件名　（陳情第６号）地方財政の充実・強化を求める陳情

（２）理由　本町においても、本件陳情趣旨の通り急激な少子高齢化、人口減少における地域活性化策をはじめＤＸの推進、物価高騰対策、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足している。また社会保障整備、物価高騰や資材、労働費の上昇による行政コスト増大に対処するため一般財源総額の確保が必要であり、地方財政の充実強化を図るべきである。よって本件は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年６月１５日

総務経済常任委員会委員長　森　田　哲　也

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

以上であります。

○議長（阿部　朝親君）　質疑・討論・採決の進行は、１議案ずつ処理進行いたします。

日程第２６、陳情第２号、衆議院議員の定数削減に反対する陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

日程第２７、陳情第５号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

日程第２８、陳情第６号、地方財政の充実・強化を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２９　陳情第３号　から　日程第３０　陳情第４号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２９、陳情第３号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情から、日程第３０、陳情第４号、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の２議案を一括議題といたします。

陳情書等の審査を付託した委員会の審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、芦立喜男君。

○教育民生常任委員会委員長（芦立　喜男君）

陳情書等の審査報告

審査の結果

１、趣旨採択とすべきもの

（１）件名　（陳情第３号）生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情

（２）理由　最高裁判決を受け、厚生省は専門委員会で今後の対応策の報告書がとりまとめられ、司法判断で違法とされた生活保護費引き下げ額との差額分の追加支給等、国の方向性も示され併せて、高市首相は、衆議院予算委員会で、厚生省の判断と手続きに間違いがあった

ことについて、反省とお詫びを表明し、政府として謝罪が行われた。よって、町議会から国に対し、意見書を提出するには及ばないため趣旨採択とすべきである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年６月１５日

教育民生常任委員会委員長　芦　立　喜　男

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

……

陳情書等の審査報告

審査の結果

１、不採択とすべきもの

（１）件名　（陳情第４号）ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

（２）理由　述べられている接種当日・翌日の推計死亡者数は、同月死亡者数の１日間平均の２倍と大きな差は無く、さらにこれらを単純比較もできない。本来、予防接種による被害はあってはならないものだが、当ワクチン接種と被害の因果関係や疫学的根拠については、より慎重な確認が必要である。以上から、ワクチンを全国一律中止とすべきとは判断出来ないため、本陳情は不採択とすべきである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年６月１５日

教育民生常任委員会委員長　芦　立　喜　男

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

○議長（阿部　朝親君）　質疑・討論・採決の進行は、１議案ずつ処理進行いたします。

日程第２９、陳情第３号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

日程第３０、陳情第４号、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

お諮りします。

本陳情に対する委員会の報告は、不採択であります。

採決に当たっては可を諮る原則がありますので、採択することについてお諮りします。

陳情第４号、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部　朝親君）　起立ございません。

ご着席願います。

よって、日程第３０、陳情第４号は不採択とすることに決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３１　議案第７４号

○議長（阿部　朝親君）　続きまして、これより、追加提出議案です。

日程第３１、議案第７４号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第７４号でございます。損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。本案は、令和８年４月４日に江府町営住宅武庫団地駐車場内で発生した事故について、法律上の義務に係る賠償額を定めるため、地方自治法第９６条第１項第１３号

の規定に基づき、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　松原課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。議案第７４号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について詳細を説明させていただきます。議案をご覧いただければと思います。１、和解の相手方、江府町在住の個人の方でございます。２、和解の要旨、町は、損害賠償金２３万６，７４２円を支払う。３、事故の概要、令和８年４月４日午前９時３０分頃、町営住宅武庫団地駐車場において、駐車中の相手方自家用車に強風で転倒しましたごみ箱が車両右後部フェンダー部分にあたり傷が生じたものでございます。以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　議案第７４号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第７４号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３２　議案第７５号

○議長（阿部　朝親君）　日程第３２、議案第７５号、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第７５号でございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第３号）でございます。本案は、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５７３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５０億２，３５２万９，０００円といたすため、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議

決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第７５号、一般会計補正予算（第３号）についてご説明をいたします。議案書をご覧になっていただきたいと思います。第１表、歳入歳出予算補正１ページ歳入、特別交付税１，５７３万３，０００円の増です。地域おこし協力隊任用に係る特別交付税となります。２ページの歳出、総務管理費、同じ額で１，５７３万３，０００円です。この内訳といたしまして、６ページ７ページをご覧ください。今回、集落営農支援員、奥大山ブランド推進員、奥大山農業公社支援員３名分の給料をはじめとする人件費、活動費などを計上しております。協力隊につきましては、昨年度中に募集を行っておりましたが、これらについて応募がありませんでしたので、当初予算の計上は見送っておりました。新年度に入りまして、各課通年で募集を行ったほうが、適当と思われる業種につきまして、担当課と共に精査をしておりました。一方で昨年度からの募集要項をご覧になった方から希望者の問い合わせが数件入ってまいりました。２号補正を確定した後のタイミングでございましたので、この度、追加で補正予算をお願いするものでございます。議案第７５号、一般会計補正予算（第３号）の説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　議案第７５号の質疑を行います。

１番、前川文洋議員。

○議員（１番前川　文洋君）　ご説明いただきました６ページの給料７６７万２，０００円、これが３名分に該当するということでよろしかったでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　その通りでございます。全体の経費が３名分のものになっております。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第７５号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３３　発議第１号

○議長（阿部　朝親君）　日程第３３、発議第１号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、森田哲也君。

○総務経済常任委員会委員長（森田　哲也君）

発議第１号

令和８年６月１５日

江府町議会議長　阿　部　朝　親　様

総務経済常任委員会

委員長　森　田　哲　也

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定による意見書を、別紙により提出したいので、江府町議会会議規則第１４条の規定に基づき別紙のとおり提出いたします。

（提出の理由）陳情第５号、農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する。

（意見書提出先）内閣総理大臣、農林水産大臣

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書（案）

我が国の農業は物価・資材価格の上昇で農業経営は岐路に立たされている。また農業従事者の平均年齢は６９．２歳（２０２４年）と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足の深刻化が進んでいる。また異常気象対策などに直面している。このままでは食を支える基盤が揺らぎ耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となってきている。

また、消費者においても、物価上昇などによる暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度の構築で、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

ついては生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

また制度設計では多様な農業実態や、小規模・家族経営から大規模経営まで多様な担い手に反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが重要であり、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

１．実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物にかかる所得補償制度を新設するよう国に求めること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年６月１５日

鳥取県日野郡江府町議会

議長　阿　部　朝　親

○議長（阿部　朝親君）　これから質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第１号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第３４　発議第２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第３４、発議第２号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、森田哲也君。

○総務経済常任委員会委員長（森田　哲也君）

発議第２号

令和８年６月１５日

江府町議会議長　阿　部　朝　親様

総務経済常任委員会

委員長　森　田　哲　也

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定による意見書を、別紙により提出したいので、江府町議会会議規則第１４条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由）陳情第６号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、共生・共助）

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。２０２６年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、２０２７年度政府予算及び

地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２．とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４．政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

５．「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

６．２０２７年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

７．会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

８．自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

９．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

１０．地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

１１．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

１２．自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年６月１５日

鳥取県日野郡江府町議会

議長　阿　部　朝　親

以上であります。

○議長（阿部　朝親君）　これより質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（阿部　朝親君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第２号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３５　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（阿部　朝親君）　日程第３５、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、町長から本職に文書により要請のあった人権擁護委員候補者の推薦については、候補者三代信行氏について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求められたものであります。なお、その任期は３年であります。

おはかりいたします。

本件候補者三代信行氏に対する当議会の意見は、適格者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、適格者と認めることに決しました。直ちに所要の手続きをいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３６　議員派遣の件について

○議長（阿部　朝親君）　続きまして、議長発議として、日程第３６、議員派遣の件についておはかりをいたします。

江府町議会会議規則第１２７条第１項に係る議員派遣３件について、お手元に配付のとおり行いたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。

よって、３件の議員派遣を行うことに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３７　閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第３８　閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（阿部　朝親君）　日程第３７、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から、日程第３８、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計２件を一括議題といたします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第７５条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出書のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（阿部　朝親君）　おはかりします。本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第７条の規定により閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　異議なしと認めます。よって、令和８年第３回江府町議会６月定例会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和８年第３回江府町議会６月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前１１時０１分閉会
